

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（ ）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】 新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた
各事務手続きについて

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省より、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、確定給付企業年金および厚生年金基金における各事務手続きについて、厚生労働省（本省）から各地方厚生（支）局へ以下のとおり連絡されたとの情報連携を受けましたので、ご案内いたします。

<厚生労働省から各地方厚生（支）局への連絡>

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等を講じてきていますが、国内においては、すでに感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大が見られます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言により、今後、更なる制約が生じる場合も想定されますが、事業主及び基金は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）等の法律に基づく老齢給付金等の支給を行う等の重要な役割を担っています。各事業主及び基金が、テレワーク等を活用しながら不急以外の業務を引き続き適切

に遂行できるように、下記のとおり、対応していただきたい。

記

1. 年金等の支払い

年金等は、受給者の生活において欠かせないものであることから、受給者からの請求に基づく裁定行為や年金等の支払いが滞ることがないように、事務を継続するよう指導すること。

2. 事業及び決算に関する報告書等の届出

確定給付企業年金法等において、事業及び決算に関する報告書等の届出が定められているが、期限までに提出がされない場合であっても柔軟に対応して差し支えないこと。

※なお、確定給付企業年金の当社幹事先企業の方におかれましては、

当社「確定給付企業年金オンラインサービス」トップ画面の「重要なお知らせ：新型コロナウイルス感染症に係る確定給付企業年金の各種お取扱いについて」をご確認ください。

<<https://www.nissay.co.jp/hojin/keiyaku/kihokinen/kyufu/login/>>

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等（Daily市場レポート、臨時市場レポート、第1特約運用状況）をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp